

令和元年度（2019年）第6回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和元年10月21日（金） 14時00分～15時20分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 (榊街NAMI代表取締役)
副部会長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員 谷 昌幸 (帯広畜産大学 教授)
特別委員 島野 治人 (榊根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員 金子ゆかり (有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長 中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任 森越 愛

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「木野タウンケーズデンキ棟」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「木野タウンケーズデンキ棟」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について、
案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- 「ライジング音更」専用駐車場とケーズデンキ棟駐車場の境界について(物理的に繋がっているか否かで来店者の動線が変わる。)

置き型のバリカーにより閉鎖するため、物理的に往来できないことを確認。

- 帯広市側から、国道241号線を通って自動車での来店客の動線について

- ・ 「木野大通西10交差点」を右折し、更に木野東通を左折し出入口①から入庫、という動線で来店することは現実的に考えられない。実際には国道241号線から右折入庫車が多くなると思われる。

動線的前提は、「3店舗のショッピングセンター開発」として、帯広開発建設部(国道)・帯広建設管理部(道道)・音更町(町道)・開発者とで4者協議において指導、及び本届出書における道警との協議において指導を受け、協議が整ったものである。

届出書記載(「駐車場出入口に案内板の設置」「開店時や売り出し時におけるチラシによる来店経路の案内」「交通整理員による直近の木野市街東側第26号交差点での誘導」)の対策に加えて、事前に木野東通へ誘導する対策を講じることを確認。

※対策内容：「木野大通西 8・9 丁目交差点」及び「木野大通西 5・6 丁目交差点」での右折誘導する看板の設置等（現在地権者と協議中）
また、道道にて西側からの来店車の誘導のため「木野大通西 12 丁目交差点」にも右折誘導看板の設置を検討することを確認。

○店舗前の身障者用駐車場に関する、歩行者等への安全対策について

身障者用駐車マスと店舗の間は幅 2 メートル程度の歩行者通路を予定。この通路及び店舗への、誤操作による突進を防ぐため、身障者用駐車マスの後ろにバリカーを設置する予定であることを確認。

○駐車マスについて（ライジング音更専用駐車場との境界付近の駐車マスは非現実的な点がある）

駐車場内の安全確保のため、以下の変更を行うことを確認

- ・ライジング駐車場との境界付近の 4 台の駐車マスについて、駐車が困難な境界側の 1 台分のマスを削除
- ・ライジング駐車場との境界側の 38 台の駐車マスのうち 2 台分を削除（最狭部でも車路を 5.5 メートル確保）
- ・エルシティ北側 11 台の駐車マスのうち 1 台削除し、両側の車路を 6 メートル以上確保
- ・駐車場と店舗間での歩行者の往來の安全確保のため、横断歩道を設置

※上記変更に伴い、従業員駐車場及び冬季堆雪場所としている 4 台分のマスを来客用として運用することで、届出書どおりの駐車台数を確保することを確認。

○駐車場内の歩行者の安全対策について（他 2 棟の計画が進んだ場合、広い駐車場になるため歩行者の安全対策が必要と考える）

他 2 棟については、現時点ではテナントの業種・施設面積等が未決定ではあるが、他 2 棟の計画を進めるに際しては、駐車場内に歩行者帯を設けるよう計画していくことを確認。

○搬出入車と来店車の交差に対する安全対策について（他 2 棟の計画が進んだ際、搬入車と来店車が交錯する場合の安全対策）

他 2 棟については、現時点ではテナントの業種・施設面積等が未決定ではあるが、他 2 棟の計画を進めるに際しては、荷捌き所の位置や駐車マスなどの配置について、指摘の点も踏まえた来店車の安全対策について十分考慮し計画していくことを確認

イ 質疑、発言

（部会長）

- ・ ただいまの説明について、意見等はないか。
- ・ 3 棟全体の計画があって、今回ケーズデンキ棟のみを切り出して届出がされたということで、どこまでを見据えるのか難しい審議となっているところであるが、印象としては指摘に対してしっかり検討いただいたのではないかと個人的には考える。

(委員 A)

- ・ 現在道道からエルシティに入る入口は届出書記載の出入口を使っているのか。現状も右折入庫は禁止となっているのか。
- ・ 先ほど、この交差点を通ってきたところであるが、出口・入口の看板は目立つように立っていたが、右折入庫禁止の記載が見えなかった。

(事務局)

- ・ 現在も出入口として活用されているが、エルシティとしては右折入庫禁止はしていないと認識。

(委員 B)

- ・ 先ほど部会長からの発言にもあったが、3棟での全体計画があり、その計画内容を住民への説明会を行った後で、ケーズデンキ棟のみの届出になったということで、動線や駐車マスの切り方で矛盾を感じてしまう計画となっていると感じる。

(事務局)

- ・ 今回の届出はケーズデンキ棟のみのため、ケーズデンキのみの審議を行っていただければ良いものであるが、元々は3棟の複合商業施設計画であり、立地場所も交通量が多い国道241号線沿いということから、4者協議が開かれ動線その他が協議され、その協議内容をベースに本届出がなされているため、全体計画も説明させていただいた方が良いとの判断から説明させていただいたところ。

(部会長)

- ・ 土地取得の関係で、全体計画の中でライジング音更専用駐車場との境界がいびつな形となっているが、他2棟の計画を進めるにあたっては安全対策等についてしっかり検討いただくよう事業者へ伝えて欲しい。

(事務局)

- ・ 承知した。

(委員 B)

- ・ 国道241号線の右折入庫について、ケーズデンキの来店車はこの対策で右折入庫が抑制されると思うが、同じ土地のエルシティの顧客は右折入庫してしまうということが起こることが考えられる。この審議会の中では仕方がないことではあるが、釈然としない思いがある。

(部会長)

- ・ 他に発言はないか。なければ「木野タウンケーズデンキ棟」の新設の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

- ・ 異議なし

(部会長)

- ・ それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり